

上山市議会会議録

第483回定例会

予算特別委員会

(平成30年3月1日)

上山市議会第483回定例会
〔平成30年3月予算特別委員会会議録〕
(第 1 日)

平成30年3月1日(木曜日)

本日の会議に付した事件

- 議第1号 平成29年度上山市一般会計補正予算(第8号)
議第2号 平成29年度上山市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議第3号 平成29年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議第4号 平成29年度上山市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議第5号 平成29年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)

出 欠 席 委 員 氏 名

出席委員(15人)

守 岡	等	委員	井 上	学	委員
中 川	とみ子	委員	高 橋	恒 男	委員
谷 江	正 照	委員	佐 藤	光 義	委員
枝 松	直 樹	委員	浦 山	文 一	委員
坂 本	幸 一	委員	大 沢	芳 朋	委員
川 崎	朋 巳	委員	棚 井	裕 一	委員
尾 形	みち子	委員	長 澤	長右衛門	委員
高 橋	義 明	委員			

欠席委員(0人)

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸	長 兵 衛	市 長	塚 田	哲 也	副 市 長
鈴 木	英 夫	庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事 務 局 長	鈴 木	直 美	市 政 戦 略 課 長
金 沢	直 之	財 政 課 長	舟 越	信 弘	税 務 課 長

土屋光博	市民生活課長	尾形俊幸	健康推進課長
武田浩	福祉事務所長	富士英樹	商工課長
平吹義浩	観光課長	前田豊孝	農林課長 (併)農業委員 事務局長
藤田大輔	農業夢づくり課長	近埜伸二	建設課長
秋葉和浩	上下水道課長	齋藤智子	会計管理者 (兼)会計課長
佐藤浩章	消防長	古山茂満	教育委員 会長
太田宏	教育委員 管理課長	加藤洋一	教育委員 学校教育課長
井上咲子	教育委員 生涯学習課長	鏡裕一	教育委員 スポーツ振興課長
大和啓	監査委員	渡辺るみ	監査委員 監事事務局長

事務局職員出席者

佐藤毅	事務局長	遠藤友敬	副主幹
渡邊高範	主査	後藤彩夏	主事

午後1時00分開会

開議

○中川とみ子委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

今期定例会において当予算特別委員会に付託されました案件は、平成29年度の補正予算5件及び平成30年度予算10件であります。

初めに、審査の日程についてお諮りいたします。

本日は平成29年度の補正予算5件を審査し、6日から8日の3日間で平成30年度の各会計予算10件を審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしましたとおり、本日は平成29年度の補正予算を審査し、6日から8日の3日間は平成30年度予算の審査を行うことに決しました。

なお、審査は各委員のお手元に配付しております審査予定表のとおり進めることにいたしたいと思いますので、御了承の上、御協力をお願い

いたします。

次に、審査の順序であります、議案番号の順に進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしましたとおり、審査することに決しました。

これより直ちに審査に入ります。

~~~~~  
**議第1号 平成29年度上山市一般会計補正予算（第8号）**

○中川とみ子委員長 議第1号平成29年度上山市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

〔金沢直之財政課長 登壇〕

○金沢直之財政課長 命によりまして、議第1号平成29年度上山市一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

平成29年度上山市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億1,300万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追

加は、「第2表繰越明許費補正」によるものであります。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」によるものであります。

それでは、歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2ページ、3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正について、最初に歳入から申し上げます。

1款市税は1億2,500万円を増額し、補正後の額を36億2,730万円とするものであります。1項市民税で7,800万円、2項固定資産税で4,200万円、3項軽自動車税で500万円の増によるものであります。

14款国庫支出金は7,626万2,000円を減額し、補正後の額を12億7,858万1,000円とするものであります。1項国庫負担金で200万3,000円の増、2項国庫補助金で7,826万5,000円の減によるものであります。

15款県支出金は2,589万円を減額し、補正後の額を9億9,369万1,000円とするものであります。1項県負担金で690万8,000円の増、2項県補助金で3,279万8,000円の減によるものであります。

16款財産収入は102万2,000円を減額し、補正後の額を1億3,612万7,000円とするものであります。2項財産売払収入の減によるものであります。

17款寄附金は512万2,000円を増額し、補正後の額を15億932万2,000円とするものであります。

18款繰入金は6,725万2,000円を増額し、補正後の額を6億3,672万7,0

00円とするものであります。

21款市債は7,520万円を減額し、補正後の額を24億8,320万円とするものであります。

以上の結果、歳入合計では1,900万円を増額し、補正後の歳入合計を168億1,300万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、3ページをごらんください。

2款総務費は107万2,000円を増額し、補正後の額を28億1,029万8,000円とするものであります。1項総務管理費の増によるものであります。

3款民生費は4,502万3,000円を増額し、補正後の額を43億7,340万7,000円とするものであります。1項社会福祉費で4,865万6,000円の増、2項児童福祉費で620万2,000円の減、3項生活保護費で256万9,000円の増によるものであります。

4款衛生費は1,348万3,000円を減額し、補正後の額を16億5,892万9,000円とするものであります。2項清掃費の減によるものであります。

6款農林水産業費は3,454万2,000円を減額し、補正後の額を6億574万2,000円とするものであります。1項農業費で1,639万2,000円、2項林業費で1,815万円の減によるものであります。

8款土木費は1,703万1,000円を増額し、補正後の額を12億3,360万3,000円とするものであります。2項道路橋梁費で3,834万4,000円、3項河川費で60万円の増、4項都市計画費で1,855万2,000円、5項住宅費で336万1,00

0円の減によるものであります。

9款消防費は1項消防費を229万円減額し、補正後の額を7億352万7,000円とするものであります。

10款教育費は2,618万9,000円を増額し、補正後の額を15億6,258万7,000円とするものであります。1項教育総務費で145万円の増、2項小学校費で28万6,000円の減、3項中学校費で2,700万円の増、次のページをごらんください。5項社会教育費で197万5,000円の減によるものであります。

11款災害復旧費は2,000万円を減額し、補正後の額を727万1,000円とするものであります。2項土木施設災害復旧費の減によるものであります。

以上の結果、歳出合計では1,900万円を増額し、補正後の歳出合計を168億1,300万円とするものであります。

次に、事項別明細書について御説明申し上げます。

最初に、歳出から御説明申し上げますので、17ページ、18ページをお開きください。

最初に、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費は60万円の増であります。庁舎整備事業費では、本庁舎耐震改修等の事業に充てる起債額の変更に伴い財源更正を行い、基金積立金では、東京上山会からいただいた寄附金を平成30年度以降、会が希望されたクアオルト事業やコースの設備等に活用するため財政調整基金へ積み立てるものであります。

7目情報管理費は97万2,000円の増であります。コンピュータシステム開発費で、社会保障・税番号制度システムにおいて平成30年7月から特定個人情報の情報連携が開始さ

れるに当たり、必要なシステム改修を行うものであります。

8目市民生活対策費は50万円の減であります。消費者行政費で、啓発用品等経費の実績により減額するものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は734万円の増であります。社会福祉総務費では臨時福祉給付金（経済対策分）の精算返還金を措置し、国民健康保険特別会計繰出金では、国民健康保険基盤安定繰入金等の額の決定等により繰出金を減額するものであります。

2目障がい者福祉費は4,325万2,000円の増であります。障がい者福祉事業費では、療養介護医療費等を増額し、地域生活支援事業費では、ストマ用装具等の日常生活用具給付費を増額し、障がい福祉サービス給付費では、生活介護や就労継続支援等の利用者の増及び福祉人材処遇改善加算などによる扶助費の増のほか、不正請求のあった過年度の障がい者自立支援給付費の国及び県負担金の精算返還金を措置するものであります。

3目高齢者福祉費は473万6,000円の減であります。在宅高齢者支援事業費では、上山市豪雪対策本部設置に伴い、高齢者世帯除雪支援が2回まで利用できるよう扶助費を増額し、介護保険特別会計繰出金では、介護給付費、地域支援事業費などの決算見込みにより繰出金を減額するものであります。

5目医療給付費は280万円の増であります。子育て支援医療給付費で、中学生までの医療費が当初想定を上回る見込みであることから増額するものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は2,568万5,000円の減であります。児童福祉総務費では、過年度の国の子ども・子育て支

援交付金の精算返還金を措置し、母子等福祉費では、児童扶養手当の物価スライド及び多子加算対象者の減により減額し、総合子どもセンター事業費では、株式会社おーばんホールディングスから子育て支援のためにいただいた寄附金を総合子どもセンター等の備品に充当する財源更正を行うものであります。

2目児童措置費は348万2,000円の増であります。障がい児施設給付・医療費では、次のページをお開きください。放課後等デイサービスなどの利用増により扶助費を増額するほか、過年度の障がい児入所給付費等国庫負担金の精算返還金を措置するものであります。

3目児童福祉施設費は1,600万1,000円の増であります。子育て支援施設整備事業費では、二日町再開発ビル内に整備している子育て支援施設の空調ダクト、共用部分のエレベーター等において、工事内容の変更が必要であることから、工事負担金を増額するものであります。

3項生活保護費1目生活保護総務費は10万4,000円の増であります。生活困窮者自立支援費で、過年度の国の生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の精算返還金を措置するものであります。

2目扶助費は246万5,000円の増であります。生活保護援護事業費で、過年度の生活保護費国庫負担金の精算返還金を措置するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費3目保健衛生施設費は補正額ゼロであります。温泉健康施設事業費で、当初温泉掘削工事に充当する予定であった起債について、県と協議の結果、今後の温泉健康施設整備事業で交付税措置があり、充当率の高い起債を借り入れられる可能性があるこ

とから、一般財源とする財源更正を行うものがあります。

2項清掃費1目清掃総務費は1,348万3,000円の減であります。清掃総務費で、山形広域環境事務組合の決算見込みにより負担金を減額するものであります。

5款労働費1項労働費1目労働諸費は補正額ゼロであります。産業人材確保・育成事業費で、大相撲かみのやま温泉場所実行委員会から産業振興及び青少年育成のためにと、いただいた指定寄附金を、奨学金返還支援を行う山形県若者定着支援事業負担金や産業人材市内誘導奨励金などに充当する財源更正を行うものであります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は1,644万9,000円の減であります。果樹園芸産地形成事業費では、産地パワーアップ事業費補助金で事業の確定により減額し、ブランド化推進事業費では、元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金で事業の確定により減額し、経営体育成支援事業費では、事業費の確定により減額し、地域農業振興事業費では、次のページをお開きください。対象となる新規農業者数や額、農地の集積に係る機構集積協力金の確定などにより減額し、担い手確保・経営強化支援事業費では、国の補正予算を活用し、農業用機械・施設等の導入を図る意欲的な担い手に対する担い手確保・経営強化支援事業費補助金を措置するものであります。

なお、事業終了後の補助額の確定等が平成30年度となることから、繰越明許費を設定しております。

5目農地費は5万7,000円の増であります。農地整備事業費では、松沢地区農村災害対策整備事業などの事業費が確定したことによ

り県営土地改良事業負担金を増額し、多面的機能支払事業費では、対象となる面積等の確定により交付金を減額するものであります。

2項林業費2目林業振興費は1,815万円の減であります。林業振興事業費で、利用間伐促進事業費補助金及び木質バイオマス発電施設に併設されるチップ供給施設に対する森林・林業再生基盤づくり交付金の額の確定により減額するものであります。

7款1項商工費5目観光施設費は補正額ゼロであります。観光施設管理費で、平成29年度、平成30年度で実施する上山城屋根瓦等改修事業で県等と協議の結果、交付税措置があり、充当率が高い起債の借入れが可能であると判断されたため、起債額を変更する財源更正を行うものであります。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費は1億3,200万円の増であります。除雪対策費で、これまでの豪雪や今後の気象予報等を考慮し委託料などを増額するものであります。

4目社会資本整備総合交付金事業費は9,365万6,000円の減であります。道路事業費で、久保手隔間場線、三上平線、蔵王川橋橋梁補修工事、除雪ドーザー購入などに係る事業費の確定見込みにより減額するものであります。なお、蔵王川橋橋梁補修工事については、想定より損傷が著しく、工法検討や設計変更に日数を要し、年度内完了が困難なことから繰越明許費を設定しております。

3項河川費2目河川整備費は60万円の増であります。急傾斜地崩壊防止事業費で、事業の確定により県事業負担金を増額するものであります。

次のページをお開きください。

4項都市計画費1目都市計画総務費は1,8

55万2,000円の減であります。公共下水道事業特別会計繰出金で、決算見込みにより減額するものであります。

5項住宅費1目住宅管理費は336万1,000円の減であります。市営金生住宅長寿命化事業費で、事業費の確定により減額するものであります。

9款1項消防費3目消防施設費は229万円の減であります。市単独消防施設整備事業費で、元屋敷消防団拠点施設整備事業費の確定により減額するものであります。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費は145万円の増であります。委員会運営費で、育英事業に対する指定寄附を受けたことから、基金への繰出金を措置するものであります。

2項小学校費1目学校管理費は1,900万円の増であります。小学校耐震改修事業費で、国の補正予算を活用して南小学校武道場の吊り天井撤去等の耐震化を行う経費を新たに措置するものであります。なお、年度内に工事が完了しないことから繰越明許費を設定しております。

2目教育振興費は171万4,000円の増であります。スクールバス運行事業費で、スクールバスに対する国のへき地児童生徒援助費等補助金の算定において過誤があったことから、精算返還金を措置するものであります。

3目学校建設費は2,100万円の減であります。上山小学校建設事業費で、グラウンド整備工事業費の確定により減額するものであります。

3項中学校費1目学校管理費は2,700万円の増であります。中学校耐震改修事業費で、国の補正予算を活用して北中学校屋内運動場の吊り天井撤去等の耐震化を行う経費を新たに措

置するものであります。なお、年度内に工事が完了しないことから繰越明許費を設定しております。

次のページをお開きください。

5項社会教育費2目公民館費は269万1,000円の減であります。公民館耐震化事業費で、本庄地区公民館の耐震診断、中山地区公民館耐震補強工事等の額の確定により減額するものであります。

4目文化芸術費は補正額ゼロであります。国史跡羽州街道櫓下宿金山越保存活用整備事業費で、櫓下宿庄内屋茅屋根改修事業の起債について県等と協議の結果、交付税措置があり、充当率が高い起債の借入れが可能であると判断されたため、起債額を変更する財源更正を行うものであります。

5目図書館費は71万6,000円の増であります。図書館管理運営費で、二日町再開発ビル再生整備工事において、供用部分の工事内容に変更が必要であることから、工事負担金を増額するものであります。

11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費1目単独土木施設災害復旧費は500万円の減であります。単独土木施設災害復旧事業費で、大規模な災害がなかったことから減額するものであります。

2目公共土木施設災害復旧費は1,500万円の減であります。公共土木施設災害復旧事業費で、同じく大規模な災害がなかったことから減額するものであります。

以上で歳出の説明を終わりました。歳入の説明を申し上げます。

前に戻りまして、11ページ、12ページをお開きください。

最初に、1款市税1項市民税1目個人は5,



500万円の増であります。給与所得や農業所得が当初見込みを上回ったことなどによるものであります。

2目法人は2,300万円の増であります。大手企業の設備投資が一段落し、法人税額が当初見込みを上回ったことなどによるものであります。

2項1目固定資産税は4,200万円の増であります。設備投資、家屋などが当初見込みを上回ったことなどによるものであります。

3項1目軽自動車税は500万円の増であります。決算見込みにより増額するものであります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は1,200万8,000円の増であります。保険者支援分の減等に伴い国民健康保険基盤安定費負担金で減額し、生活介護や就労継続支援等に対する障がい者自立支援給付費負担金、療養介護医療費に対する障がい者医療費負担金で増額し、児童扶養手当給付費負担金で減額し、放課後等デイサービスなどに対する障がい児施設給付費等負担金で増額するものであります。

3目災害復旧費国庫負担金は1,000万5,000円の減であります。土木施設災害復旧事業負担金を減額するものであります。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は67万3,000円の増であります。ストマなどの日常生活用具給付等に対する地域生活支援事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で増額するものであります。

6目土木費国庫補助金は9,246万5,000円の減であります。社会資本整備総合交付金では、道路橋梁費、住宅費ともに事業費の確定に伴い減額するものであります。

8目教育費国庫補助金は1,352万7,000円の増であります。スクールバスのリース運行に対するへき地児童生徒援助費等補助金を減額し、南小学校武道場の吊り天井、北中学校屋内運動場吊り天井の耐震化に対する学校施設環境改善交付金をそれぞれ増額するものであります。

15款県支出金1項県負担金2目民生費県負担金は690万8,000円の増であります。保険者支援分の減等に伴い国民健康保険基盤安定費負担金で減額し、次のページをお開きください。生活介護や就労継続支援等に対する障がい者自立支援給付費負担金、療養介護医療費に対する自立支援医療給付費負担金、放課後等デイサービスなどに対する障がい児施設給付費等負担金で増額するものであります。

2項県補助金2目民生費県補助金は230万5,000円の増であります。県事業分の子育て支援医療費補助金、ストマなどの日常生活用具給付等に対する地域生活支援事業費補助金で増額し、保育対策等促進事業費補助金では、次の3目衛生費県補助金の地域子ども・子育て支援事業費補助金と同額の増と減ですが、市が行っているこんにちは赤ちゃん訪問事業等に対する県の事業の組み替えによるものであります。

4目農林水産業費県補助金は3,424万4,000円の減であります。経営体育成支援事業費補助金、産地パワーアップ事業費補助金、機構集積協力金交付事業費補助金、農業次世代人材投資事業費補助金で事業費の確定等により減額し、担い手確保・経営強化支援事業費補助金を措置し、多面的機能支払交付金、元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金、森林・林業再生基盤づくり交付金で、事業費の確定等により減額するものであります。

16款財産収入2項財産売却収入1目不動産売却収入は102万2,000円の減であります。市有林の間伐面積が当初想定より小さくなったことなどにより立木売却収入を減額するものであります。

17款寄附金1項1目寄附金は512万2,000円の増であります。指定寄附金は、医療法人長清会など3法人1個人から育英会事業のために、東京上山会からクアオルトの施設整備のために、大相撲かみのやま温泉場所実行委員会から産業振興と青少年育成のために、株式会社おーばんホールディングスから福祉事業のためにいただいた寄附金を増額するものであります。

18款繰入金1項1目基金繰入金は6,725万2,000円の増であります。財政調整基金取り崩しを増額するものであります。

次のページをお開きください。

21款市債1項市債1目総務債は5,020万円の増であります。庁舎整備事業で、庁舎耐震改修等整備事業の起債を増額するものであります。

2目衛生債は1億400万円の減であります。温泉掘削事業で減額するものであります。

3目農林水産業債は70万円の増であります。県営土地改良事業負担金で増額するものであります。

4目商工債は3,790万円の増であります。観光施設整備事業で上山城屋根瓦等改修事業の起債を増額するものであります。

5目土木債は4,230万円の減であります。1節道路橋梁債では、社会資本整備総合交付金事業で事業費の確定等により減額し、2節河川債では、急傾斜地崩壊対策費負担金で事業費の確定により増額し、4節市営住宅債では、

市営住宅長寿命化事業で事業費の確定により減額するものであります。

6目消防債は200万円の減であります。市単独消防施設・施設整備事業で事業費の確定により減額するものであります。

7目教育債は1,300万円の増であります。上山小学校グラウンド整備事業の事業費の確定等により小学校施設整備事業を減額し、公民館整備事業で事業費の確定により減額し、文化財整備事業で、檜下宿庄内屋茅屋根改修事業の起債を増額し、北中学校屋内運動場吊り天井耐震化等工事に対する中学校施設整備事業を計上するものであります。

8目災害復旧債は490万円の減であります。公共土木施設災害復旧事業を減額するものであります。

9目臨時財政対策債は3,580万円の減であります。臨時財政対策債の確定によるものであります。

10目民生債は1,200万円の増であります。子育て支援施設整備事業を計上するものであります。

次に、第2表繰越明許費補正について御説明申し上げますので、前に戻りまして5ページをお開きください。

今回の補正は追加であります。4款衛生費1項保健衛生費、温泉健康施設事業費は7,646万4,000円あります。温泉掘削工事について、予見できなかった硬質な岩盤等の影響で年度内完了が困難であることから繰越明許費を設定し、再生可能エネルギー施設整備事業費は6億7,500万円あります。山形バイオマスエネルギー株式会社に対するふるさと融資について、木質バイオマス発電所の設備のおくれなどにより年度内貸し付けが困難であ

ることから繰越明許費を設定するものであります。

6款農林水産業費1項農業費、担い手確保・経営強化支援事業費は1,215万9,000円ではありますが、国の補正予算を活用し、農業用機械・施設等の導入を図る補助金を交付するもので、年度内完了が困難であることから繰越明許費を設定するものであります。

8款土木費2項道路橋梁費、道路事業費は5,100万円ではありますが、上山市橋梁長寿命化計画に基づき実施している蔵王川橋梁補修工事については、想定より損傷が著しく、工法検討や設計変更に日数を要し、年度内完成が困難であることから繰越明許費を設定するものであります。

10款教育費2項小学校費、小学校耐震改修事業費は1,900万円、3項中学校費、中学校耐震改修事業費は2,700万円ではありますが、それぞれ国の補正予算を活用して南小学校武道場及び北中学校屋内運動場の吊り天井撤去等の耐震化工事を行うもので、年度内完成が困難であることから繰越明許費を設定するものであります。

6ページ目をごらんください。

最後に、第3表地方債補正であります。

初めに、追加であります。起債の目的は、子育て支援施設整備事業、限度額1,200万円、中学校施設整備事業、限度額1,800万円、文化財整備事業、限度額720万円、起債の方法は普通貸借または証券発行とし、利率は借入先との協定によるものとするものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法は、借入先の融資条件によるもの

であります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとするものであります。

変更につきましては、限度額の変更であり、事業費の確定に伴う発行額の確定、財源の見直しなどによるもので、それぞれ記載のとおり変更するものであります。その結果7,520万円を減額し、補正後の限度額を24億8,320万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

**○中川とみ子委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を区分し、繰越明許費及び地方債は歳入とあわせて行います。

初めに、歳出からの質疑とし、2款総務費、3款民生費についての質疑、発言を許します。尾形委員。

**○尾形みち子委員** 2款総務費1項総務管理費の財産管理費の中の、先ほど、東京上山会から指定寄附金をいただきましてクアオルトのほうの施設整備というようなことが言われたと思うんですけども、その内容ですけども、いつ、そして何を整備するのかということをお尋ねいたします。

**○中川とみ子委員長** 市政戦略課長。

**○鈴木直美市政戦略課長** 東京上山会のほうからは、健康づくりに寄与するものであったり、施設に使っていただきたいという御意向を伺っておりますので、どういうものがふさわしいか検討いたしまして、平成30年度中に決定し、購入あるいは整備させていただければと思っております。

**○中川とみ子委員長** 尾形委員。

**○尾形みち子委員** 健康増進、もちろんクアオ

ルトですから、今何カ所かクアオルトウオーキングの道があるわけですが、そういったところに多分使わせてくださるといふようなことなんでしょうけれども、おおよその使い道をどのように決定するかということをお尋ねいたします。

○中川とみ子委員長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 クアオルトウオーキングのコース整備や物品の購入、あるいは形の残るものの購入、設置なども含めて、市のほうで決定させていただければと思っております。

○中川とみ子委員長 ほかにございませんか。井上委員。

○井上 学委員 3款1項3目の除雪費の高齢者への幫助拡大について、限度を1回から2回にしたことをどのように周知されたかということと、1回の方が何人で、2回の方が何人かをお聞かせください。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 まず、広報につきましては、豪雪対策本部ができたときに専用のチラシを作成して地区会長等に配付をして依頼をしていると思います。

また、2回の方が何人で1回の方が何人なのかという部分ですが、そこにつきましては、2月末時点ですが、88件の申請を受けております。そのうち2回出している方が4人というふうなことでございます。

○中川とみ子委員長 井上委員。

○井上 学委員 私もちょうど窓口にいたときに申請している方がいて、その方は、1回だと思ったら2回で、ちょうど2回分の領収書持っていたんで、ああいいなと思ったんですけども、周知はチラシでなされているというふうなことはわかりました。ただ、1回の方が88人

で2回がまだ4人ということであれば、その88人の方も、もしかしたら2回利用している可能性が高いのではないかと考えられます。1回利用した方に、2回まで利用できることの周知というのは今後考えられないかどうかお聞かせ願います。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 全ての方が2回屋根の雪おろしをするかといいますと、そうとは必ずしも限りませんし、過去の状況を見ましても、やはり郡部の、特に雪が多いような地域であれば年に2回雪おろしをしている方はいらっしゃると思いますので、2回目についても豪雪対策本部ができたときにあわせて会長を通じて周知をお願いをしておりますので、今の対応でさせていただきたいというふうに考えております。

○中川とみ子委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、4款衛生費、6款農林水産業費についての質疑、発言を許します。枝松委員。

○枝松直樹委員 4款の温泉健康施設事業費で財源更正がありますが、掘削費用は2億円を超えているわけですが、この1億400万円以上は適用ならないですか。その新しい地方活性化債というものでしょうか。全額対象にならないのかどうか伺います。

○中川とみ子委員長 財政課長。

○金沢直之財政課長 この起債につきましては、交付税措置があるという有利な面もございますが、温泉を掘るという不確実なものに対して交付税を措置することは、出ない場合もあり得るということも想定されますので、これに対してまで交付税措置のある起債を借りられるという

ことはないというような考え方になります。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 これが上限ということですか。

○中川とみ子委員長 財政課長。

○金沢直之財政課長 今後の事業費に対するということだと、今後の事業費総額の起債の対象になる部分の90%まで充当できるというようなことになるかと思っておりますので、そちらのほうは可能な限り交付税を受けられるような対応を取りたいと考えてございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。高橋恒男委員。

○高橋恒男委員 6款農林水産業費で質問させていただきます。果樹園芸からブランド、いろいろな項目で全部減ということで、4,500万円ほど予算から少なければ利用するという人が少なかったという結果になっていると思うんですけども、この事業に対しての広報などはどういうふうにしているのか教えてください。

○中川とみ子委員長 農業夢づくり課長。

○藤田大輔農業夢づくり課長 募集がかかった時点で広く関係団体等に広報しております。例年そのようにさせていただいております。

○中川とみ子委員長 高橋恒男委員。

○高橋恒男委員 私から見れば、ただでさえ少ない農林水産業の中で、この5,000万円近くの金が余るということは、本当に農業者に対しても説明がうまくいっているのかどうか疑われるような状況の中で、本当に利用者を発掘するような態勢で臨んでもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

○中川とみ子委員長 農業夢づくり課長。

○藤田大輔農業夢づくり課長 引き続き、制度の周知のほうに、関係団体通して相談しつつ、努めてまいりたいと思っております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、8款土木費、9款消防費についての質疑、発言を許します。大沢委員。

○大沢芳朋委員 8款土木費、除雪対策費のところですけども、金額的には別にこれはしょうがないなという認識ですけども、通常ですと、除雪するには市のほうから何センチ積雪なったということで出動ということで各除雪受託者に指令が行くとは思いますが、きのう、おととい、先週ぐらいから、今度は除排雪作業がトラックを使ってなされていると思います。そういったときは、市のほうから直接依頼しているのかどうかというのをまず1つ、1点。

あと、市営金生住宅長寿命化事業費ということで、事業費確定ということでマイナスというふうになっておりますが、整備事業の計画で行われているというのは認識しているんですけども、いつまでかかっている事業だったのかということもまず1つお聞きいたします。

○中川とみ子委員長 建設課長。

○近埜伸二建設課長 除雪、排雪につきましては、市のほうで除雪組合のほうに委託を、委託というかお願いをして、それで行っているところでございます。

また、長寿命化計画につきましては、平成25年に策定いたしまして、平成34年までの計画でございます。

○中川とみ子委員長 大沢委員。

○大沢芳朋委員 除雪のほう、排雪のほうはわかりましたですけども、きょうは雨が降っているわけです。私、外で働いた経験があります

が、雨の日、雪の日などもそうですけれども、非常に労働するには大変だということで、いろんな面で大変なことがあると思います。そういったことを考えて、組合といろいろ、例えばきょうはやめましようかとかですね、そういった話は今後できるのかどうか。作業環境や建設業の人の体調を考えた上で、そういった話も私聞いておりますので、その日の作業をするかしないかを相談できないかということをお聞きします。

金生のほうですけれども、もう少し時間がありますよということで直してはいただけるんでしょうけれども、これまで中心市街地のほうに市営住宅を持っていきたいというようなお話も前から出ております。空き家を利用するとかですね、そういった感じが出ておりますが、そういったことを市営住宅に入居なさっている方に、会長もいるわけですけれども、今後の方向性ということでしっかりお話しなさっているのかどうかということをお聞きいたします。

○中川とみ子委員長 建設課長。

○近笠伸二建設課長 まず、排雪の件で、雨の日にやめるとかやめないとかというのは、あくまで業者のほうで、市のほうでは、期限的には2週間、3週間でやっていただきたいというお話はさせていただいておりますが、雨の日でも作業をしていただくような話は全然させていただいておりませんので、そこは作業される側での考え方だと思っております。

また、市営住宅につきましては、街なか居住についてもこの計画の中でうたっておりますし、市営住宅の皆様に対して、建てかえる場合そこに住みたいとか、そういう形のアンケート調査までは実施しておるところでございます。

○中川とみ子委員長 大沢委員。

○大沢芳朋委員 住宅のほうはわかりました。

排雪のほうがですね、実は私のほうに大手の建設屋から、その仕組みもわからなくて問い合わせ来たんだと思いますけれども、こういった雨の日はやめてもらいたいというような話来ています。それで、組合に一任しているとはいえ、そういったことも普通に私からも言えると思いますけれども、最後お願いいたします。

○中川とみ子委員長 建設課長。

○近笠伸二建設課長 私どもとしては、基本的には、排雪につきましては交差点や見通しの悪い部分、いつ交通事故が起こるかわからない部分、そういう部分を優先してお願いしておりますので、できる限り早くおろしていただきたいのが本当のことでございます。そこまでのことを私どもとして言うことは考えておりません。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。井上委員。

○井上 学委員 私も8款2項2目の除雪対策費で、今の時期、大沢委員からもあったとおり排雪の費用が主なところになってくるのかなという感じはするんですけれども、この予算で必要な箇所とか要望がある、そういった排雪の箇所をカバーできる予算になっているのかどうか、意見をお聞きします。

○中川とみ子委員長 建設課長。

○近笠伸二建設課長 私どものほうで一応排雪する場所につきましては、路線的に86路線、箇所的には約200カ所近くを考えておまして、それに合わせた予算を今回提出させていただいております。

○中川とみ子委員長 井上委員。

○井上 学委員 本当にそういったことを網羅する予算だということでよしとします。

あと、市からの要望として早急というふう

な部分も出されていますので、そういったことでよろしくお願ひします。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 豪雪対策本部についてお伺ひしますけれども、先日豪雪対策本部が設置されたということのお知らせありましたけれども、設置する基準をお知らせいただきたいと思ひます。

○中川とみ子委員長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 豪雪対策本部の設置基準でありますがおおむねの目安としまして、消防本部の観測で積雪深が80センチを超えた段階が設置を考える基準でございます。ただ、それにかかわらず、市民生活に重大な影響を及ぼすようなおそれがある場合には、豪雪対策本部を設置するという考えでございます。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 やっぱり隣接する市の基準との違いというのを伺ひして、遅いんではないかというふうなことを言いたいということと、豪雪対策本部を今回は設置して、除雪、排雪に努めていただいたわけですがけれども、その機動性という面からも、さらにこれは除雪の当初予算の話にならないですけれども、もっと予算的に豪雪対策本部をつくる前の予算も含めての考えというのは、直す必要というのではないんでしょうか、お伺ひします。

○中川とみ子委員長 財政課長。

○金沢直之財政課長 予算の件についてお答えいたします。今までも約1億円、今までは1億円弱というような予算で、今後とも1億円程度というふうに考えてございます。というのは、使わなければそれはそのまま余る予算でありまして、なおかつ、除雪の予算が膨らめばほかの予算を削るといふような形になりかねませんの

で、今まで、過去の経緯等を考えまして、必要最低限の予算プラス今回の3月のような形で補正というような対応をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○中川とみ子委員長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 豪雪対策本部の設置基準の80センチという積雪深の考え方でありましてけれども、確かに委員おっしゃるように、ばらつきが他市と比べてございますので、検討しているところでございます。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 国への、県市議会議長会からの要望とか、あと国からの助成とかあるわけですがけれども、そういった予算から豪雪とか豪雪対策本部を設置したことによって、どれだけ予算がふえるのか、お伺ひします。

○中川とみ子委員長 財政課長。

○金沢直之財政課長 上山市の豪雪対策本部の設置自体は国等からの財政支援の条件にはなっておりません。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。長澤委員。

○長澤長右衛門委員 豪雪対策本部設置の件で、また同じような話をお聞きいたしますけれども、観測地はどこにあるんでしょうか。

○中川とみ子委員長 消防長。

○佐藤浩章消防長 観測に当たりましては、消防本部の敷地の西側に設置しております。

○中川とみ子委員長 長澤委員。

○長澤長右衛門委員 本市では1カ所だけですよ。

○中川とみ子委員長 消防長。

○佐藤浩章消防長 1カ所のみです。

○中川とみ子委員長 長澤委員。

○長澤長右衛門委員 豪雪対策本部設置は上山

では80センチということでございますけれども、山形は50センチなんですよね。その差はどこにあるのかちょっと伺いたいのですが。

○中川とみ子委員長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 各市によりまして、降雪が少ないところと多いところで確かに積雪深の基準の値は違います。

ただ、山形市と隣接している上山市で80センチという数値が果たして多いのではないかとというような御意見もございますので、先ほど申し上げましたように、値を下げるかどうか、今検討しているところでございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、10款教育費、11款災害復旧費についての質疑、発言を許します。枝松委員。

○枝松直樹委員 今後耐震化が必要な公共施設はありますか。

○中川とみ子委員長 生涯学習課長。

○井上咲子生涯学習課長 公民館、地区公民館施設の中では、耐震化が必要な施設は7施設あります。そのうち全て耐震化の工事まで終わった公民館は1施設ですので、残り6施設の耐震化が必要ですが、平成32年度までの計画で耐震化を進めていく予定です。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○太田 宏管理課長 学校の構造体関係の耐震化につきましては終了してございます。ただ、廃校になった校舎については、耐震化についてははかってはおりません。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、歳出についての質疑を打ち切ります。次に、歳入並びに繰越明許費及び地方債についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第1号平成29年度上山市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時06分 開議

○中川とみ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~  
議第2号 平成29年度上山市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○中川とみ子委員長 次に、議第2号平成29年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔尾形俊幸健康推進課長 登壇〕

○尾形俊幸健康推進課長 命によりまして、議第2号平成29年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の27ページをお開き願います。

平成29年度上山市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,500万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、38、39ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費は補正額ゼロ円でございますが、システム改修に伴う国庫補助金が措置されたことに伴い財源更正を行うものであります。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費は補正額ゼロ円でございますが、東日本大震災被災者に対する療養給付費等について国民健康保険臨時特例補助金が措置されたことに伴い、財源更正を行うものであります。

7款共同事業拠出金1項1目高額医療費共同事業拠出金から4,338万9,000円を減額し、補正後の額を7,761万1,000円とするものであります。高額医療費共同事業拠出金の実績見込みにより減額するものであります。

2目保険財政共同安定化事業拠出金から9,089万4,000円を減額し、補正後の額を7億9,260万6,000円とするものであります。保険財政共同安定化事業拠出金の実績見込みにより減額するものであります。

9款基金積立金1項1目給付基金積立金に23万1,000円を増額し、補正後の額を123万1,000円とするものであります。国民健康保険給付基金利子の増により積立金を増額するものであります。

11款諸支出金1項3目国庫支出金等返還金に4,805万2,000円を増額し、補正後の額を4,815万2,000円とするものであります。前年度の国庫支出金の療養給付費負担金及び県支出金の財政調整交付金の精算により、超過額を返還するため増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

34ページ、35ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項2目高額医療費共同事業負担金から1,084万8,000円を減額し、補正後の額を1,940万2,000円とするものであります。国の高額医療費共同事業負担金の交付見込みにより減額するものであります。

2項2目国民健康保険臨時特例補助金は5万9,000円の皆増でございますが、東日本大震災の被災者に対する医療給付に対する補助金を措置するものであります。

3目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は241万9,000円の皆増であります。が、県単位化に向けた平成29年度分のシステム改修に係る補助金を措置するものであります。

5款前期高齢者交付金1項1目前期高齢者交付金に1億6,933万7,000円を増額し、補正後の額を10億5,506万9,000円とするものであります。が、前期高齢者交付金の交付見込みにより増額するものであります。

6款県支出金1項1目高額医療費共同事業負担金から1,084万8,000円を減額し、補正後の額を1,940万2,000円とするものであります。が、県の高額医療費共同事業負担金の交付見込みにより減額するものであります。

7款共同事業交付金1項1目共同事業交付金から1億3,582万2,000円を減額し、補正後の額を8億6,867万8,000円とするものであります。が、交付見込みにより1節高額医療費共同事業交付金は3,590万7,000円を、保険財政共同安定化事業交付金は9,991万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

8款財産収入1項1目利子及び配当金に23万1,000円を増額し、補正後の額を123万1,000円とするものであります。が、1節国民健康保険給付基金利子の増による増額であります。

9款繰入金1項1目一般会計繰入金から490万円を減額し、補正後の額を2億9,598万9,000円とするものであります。が、1節保険基盤安定繰入金は、額の確定により保険税軽減分479万3,000円、保険者支援分189万8,000円を減額、4節財政安定化支援事業繰入金は、額の確定により179万1,

000円を増額するものであります。

次のページをお開き願います。

2項1目給付基金繰入金から4億1,185万9,000円を減額し、補正後の額を123万円とするものであります。が、今年度の歳入歳出決算見込みにより減額するものであります。

10款繰越金1項2目その他繰越金に3億1,623万1,000円を増額し、補正後の額を3億1,774万1,000円とするものであります。が、前年度繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第2号平成29年度上山市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
議第3号 平成29年度上山市公共

## 下水道事業特別会計補正 予算（第2号）

○中川とみ子委員長 次に、議第3号平成29年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第3号平成29年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げますので、補正予算書の40ページをお開き願います。

平成29年度上山市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,600万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものであります。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明ですが、重複説明を避けるため、事項別明細書で御説明申し上げますので、50ページ、51ページをお開き願います。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

1款公共下水道費1項2目公共下水道事業費は1,500万円を増額し、補正後の額を7億5,496万4,000円とするものであります。公共下水道事業費（補助）では、国の補正予算を受け、浸水対策事業の工事を行うため工事請負費を増額し、公共下水道事業費（単独）では、測量設計業務委託などの決算見込みにより委託料を減額するものであります。なお、工事は平成30年度中の完了となることから繰越明許費を設定しております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、48ページ、49ページにお戻り願います。

1款分担金及び負担金1項1目受益者負担金は1,080万円を増額し、補正後の額を1,851万円とするものであります。下水道受益者負担金の決算見込みにより増額するものであります。

3款国庫支出金1項1目下水道事業費国庫補助金は1,400万円を増額し、補正後の額を2億8,130万円とするものであります。浸水対策事業に対する国の補正予算の交付決定を受け、社会資本整備総合交付金を増額するものであります。

4款繰入金1項1目繰入金は1,855万2,000円を減額し、補正後の額を2億3,312万1,000円とするものであります。一般会計繰入金を減額するものであります。

5款繰越金1項1目繰越金は1,115万2,000円を増額し、補正後の額を1,116万2,000円とするものであります。前年度繰越金を増額するものであります。

6款諸収入3項1目雑入は340万円を減額し、補正後の額を580万円とするものであります。施設移転補償費の確定により減額するものであります。

7款市債1項1目下水道事業債は100万円を増額し、補正後の額を4億10万円とするものでありますが、公共下水道事業の決算見込みにより増額するものであります。

次に、第2表繰越明許費について御説明申し上げますので、43ページをお開き願います。

第2表繰越明許費について御説明申し上げます。

1款公共下水道費1項公共下水道費、公共下水道事業費(補助)は2,800万円ですが、国の補正予算を受け浸水対策工事を行うものでありますが、年度内完成が困難であることから繰越明許費を設定するものであります。

第3表地方債補正の変更について御説明申し上げます。

起債の目的は公共下水道事業であり、補正前の限度額3億9,910万円に100万円を増額し、補正後の限度額を4億10万円とするものであります。これは、事業費の確定などによる変更であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出並びに繰越明許費及び地方債を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第3号平成29年度上山市公共下水道事業

特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第4号 平成29年度上山市介護
保険特別会計補正予算
(第2号)**

○中川とみ子委員長 次に、議第4号平成29年度上山市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔尾形俊幸健康推進課長 登壇〕

○尾形俊幸健康推進課長 命によりまして、議第4号平成29年度上山市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

補正予算書の52ページをお開き願います。

平成29年度上山市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,500万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をするこ

とができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、64ページ、65ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費に138万3,000円を増額し、補正後の額を5,012万1,000円とするものであります。制度改正に伴うシステム改修に係る委託料を措置するものであります。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費に800万円を増額し、補正後の額を12億9,083万円とするものであります。短期入所生活介護、通所介護などの給付費の実績見込みにより増額するものであります。

3目地域密着型介護サービス給付費から2,000万円を減額し、補正後の額を6億5,113万円とするものであります。認知症対応型共同生活介護などの給付費の実績見込みにより減額するものであります。

5目施設介護サービス給付費から5,500万円を減額し、補正後の額を11億3,000万円とするものであります。介護老人保健施設サービスなどの給付費の実績見込みにより減額するものであります。

8目居宅介護住宅改修費から350万円を減額し、補正後の額を1,098万円とするものであります。給付費の実績見込みにより増額するものであります。

9目居宅介護サービス計画給付費に1,500万円を増額し、補正後の額を1億7,512万円とするものであります。給付費の実績見込みにより増額するものであります。

2項1目介護予防サービス給付費から3,300万円を減額し、補正後の額を4,709万円とするものであります。介護予防通所リハビリテーションなどの給付費の実績見込みにより減額するものであります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費から100万円を減額し、補正後の額を898万円とするものであります。介護予防認知症対応型通所介護などの給付費の実績見込みにより減額するものであります。

7目介護予防サービス計画給付費から350万円を減額し、補正後の額を1,048万円とするものであります。給付費の実績見込みにより減額するものであります。

4項1目高額介護サービス費に600万円を増額し、補正後の額を6,160万円とするものであります。サービス費の実績見込みにより増額するものであります。

次のページをお開き願います。

5項1目高額医療合算介護サービス費に200万円を増額し、補正後の額を1,180万円とするものであります。サービス費の実績見込みにより増額するものであります。

6項1目特定入所者介護サービス費に300万円を増額し、補正後の額を1億4,539万円とするものであります。サービス費の実績見込みにより増額するものであります。

3款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金に3,635万1,000円を増額し、補正後の額を3,685万1,000円とするものであります。決算見込みにより介護給付費準備基金積立金を積み立てするため増額するものであります。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費に3,010万円を増額し、

補正後の額を7,703万2,000円とするものでありますが、訪問型サービスや通所型サービス事業費などの実績見込みにより増額するものであります。

4項1目審査支払手数料に16万6,000円を増額し、補正後の額を35万円とするものでありますが、実績見込みにより増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、60ページ、61ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金から544万7,000円を減額し、補正後の額を6億5,014万1,000円とするものでありますが、保険給付費の実績見込み額に国の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

2項2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業に1,150万8,000円を増額し、補正後の額を2,727万3,000円とするものでありますが、介護予防・日常生活支援総合事業の実績見込み額に国の負担割合を乗じた額を増額するものであります。

4目介護保険事業費補助金は69万1,000円の皆増であります。介護保険システム改修に対する補助金を措置するものであります。

5目介護保険災害臨時特例補助金は5万6,000円の皆増であります。東日本大震災被災者の保険料や給付に対する補助金を措置するものであります。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金から2,296万円を減額し、補正後の額を9億9,680万円とするものでありますが、保険給付費の実績見込み額に2号被保険者の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

2目地域支援事業支援交付金に847万5,000円を増額し、補正後の額を3,054万

6,000円とするものでありますが、介護予防事業・日常生活支援総合事業の実績見込み額に第2号被保険者の負担割合を乗じた額を増額するものであります。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金から2,120万2,000円を減額し、補正後の額を5億685万8,000円とするものでありますが、保険給付費の実績見込み額に県の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業に378万3,000円を増額し、補正後の額を1,363万6,000円とするものでありますが、介護予防・日常生活支援総合事業の実績見込み額に県の負担割合を乗じた額を増額するものであります。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金から1,025万円を減額し、補正後の額を4億4,500万円とするものでありますが、保険給付費の実績見込み額に市の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業に378万3,000円を増額し、補正後の額を1,363万6,000円とするものでありますが、介護予防・日常生活支援総合事業の実績見込み額に市の負担割合を乗じた額を増額するものであります。

5目その他の一般会計繰入金に78万1,000円を増額し、補正後の額を8,334万2,000円とするものでありますが、実績見込みに基づき事務費繰入金を増額するものであります。

次のページをお開き願います。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は7,136万8,000円の皆減であります。歳入歳出の決算見込み額により減額するものであり

ます。

8款繰越金1項1目繰越金に8,815万円を増額し、補正後の額を1億3,116万円とするものでありますが、前年度繰越金を増額するものであります。

次に、第2表の債務負担行為補正について御説明申し上げますので、55ページをお開き願います。

今回の補正は、地域包括支援センターシステム機器更新事業で、期間は平成29年度から平成35年度までとし、限度額991万5,000円を追加するものでありますが、平成30年4月からの介護保険制度改正に向けて、平成29年度からシステムの機器の更新及び制度改修にあわせたシステム改修作業に着手し、平成35年度まで設定するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出及び債務負担行為を一括して行います。

質疑、発言を許します。守岡委員。

○守岡 等委員 歳出の保険給付費の件でお尋ねします。介護が必要な高齢者の方がふえてきて、給付費もふえているのかなと思ったんですけれども、当初の実績見込みよりかなり減っているということで、この要因についてお知らせください。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 まず、介護保険の特別会計の予算の仕組みでございますけれども、3年ごとの介護保険の事業の運営、事業計画を策定して、それに基づきながら予算を要求させていただいているという状況がございます。

平成28年度の実績として、要介護認定者数

も伸びなかったというようなことで、給付費もふえていないというような状況があったわけですから、そういった部分は、まずその状況として若干配慮はさせていただきましたが、基本的には計画に基づいた数字で計上させていただいているというふうなこともありまして、対前年度よりは3%以上給付費は伸びているんですけれども、全体としては給付費が下がっているというふうなことだというふうに理解しているところでございます。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 その要介護認定者が減っているということで、この辺非常に興味あるんですけれども、その要因として考えられることは何でしょうかね。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 確かに平成28年度につきましては、初めて前年度より2名減というふうな状況でございましたけれども、実際、平成29年度に入りまして2%強伸びているというふうな状況でございます。

平成28年度のときには、もしかしたら高齢者のピークが少し前倒しになってきたのかなんていうふうなことも少し想定しておったんですけれども、やはり試算等で年齢の部分を見ても、ピークについては平成30年度あたりというふうなところで変わっていなかったというようなこともありまして、要因として明確に何で少なかったかというところまでは正直つかみかねている部分はあります。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 今、本市でその予防、介護予防なんかも一所懸命取り組んでいると思うんですけれども、その辺が功を奏して、こういう要介護認定者が減って、今のほうでは介護度

改善するとインセンティブを与えるような補正も考えているというの、そうしたことは展望できないのでしょうか。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 確かに予防事業には力を入れているところがございますけれども、それでもって下がったというふうに単純に、本当は言いたいところですけども、また平成29年度少しふえてきたというような状況もありますので、なかなかそこまで断定できる部分はないのかなというふうに考えておりますが、当然、そういった介護状態にならないような仕組みを保険者として進めていくことに対して、国のほうではインセンティブを与えるというような制度を前倒しで実施するというふうなことが決定しているようでございますので、そういった方向に向けて対応してまいりたいというふうに考えております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第4号平成29年度上山市介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第5号 平成29年度上山市産業
団地整備事業特別会計
補正予算(第1号)

○中川とみ子委員長 次に、議第5号平成29年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。商工課長。

〔富士英樹商工課長 登壇〕

○富士英樹商工課長 命によりまして、議第5号平成29年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

補正予算書の68ページをお開き願います。

平成29年度上山市の産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,400万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書で御説明申し上げます。

最初に、歳出から申し上げますので、78ページ、79ページをお開きください。

1款1項1目産業団地整備事業費は1,70

0万円を減額し、補正後の額を6,300万円とするものでありますが、整備を実施するために必要な現地測量調査、実施設計などに係る委託料の額が確定したために減額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻りまして、76ページ、77ページをお開きください。

1款財産収入1項財産売払収入1目不動産売払収入は900万円を減額し、補正後の額を200万円とするものであります。

2款1項市債1目産業団地整備事業債は800万円を減額し、補正後の額を6,200万円とするものでありますが、起債対象経費となる委託料の額の確定により減額するものであります。

次に、第2表地方債補正について御説明申し上げますので、71ページをお開きください。

今回の補正は変更であります。限度額の変更であり、産業団地整備事業で補正前の額から800万円を減額し、補正後の限度額を6,200万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出及び地方債を一括して行います。

質疑、発言を許します。井上委員。

○井上 学委員 歳入の不動産売払収入についてお聞きします。ちょっとどういうことなのかよくわからなかったので、お聞かせ願います。

○中川とみ子委員長 商工課長。

○富士英樹商工課長 不動産売払収入につきましては、産業団地を整備した後に、その分譲した土地を売り払うことによって収入が生まれて

くるわけですけれども、今回、全体事業として収支を整えるという考え方を持っておりますので、起債の対象にならない部分の一般財源等のような形で捻出しなければいけないものについては、売り払い収入をもって収入に充てるということになりますので、実際の売り払いは平成32年度から開始しますけれども、その前の部分についても予算で措置をして、収入を全体として最終的には整えていくというような形になっていくものでございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。枝松委員。

○枝松直樹委員 そのやり方というのは、新年度の踏襲をしていくみたい在接受しているんですけれども、それは正攻法なんですかね。いつもやられているの。

○中川とみ子委員長 商工課長。

○富士英樹商工課長 新年度予算においても同様の手法をとっております。産業団地特別会計の性質上、整備に係るお金については売り払いのほうで賄っていくべきものというふうにご覧のとおりでございます。起債対象の経費につきましても、起債したお金についても売り払いができればその部分についても繰上償還をしていくような形で全体の会計を整えていくという考えで実施しておりますので、これは一般的な手法というふうにご覧のとおりでございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第5号平成29年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
散 会

○中川とみ子委員長 以上で、当委員会に付託されました議案のうち、平成29年度の補正予算5件についての審査が終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは正副委員長に一任することに決しました。

本日はこれにて予算特別委員会を散会いたします。

次の予算特別委員会は3月6日に開催いたします。

御苦労さまでした。

午後2時46分 散 会

